

学校のきまり

よこはましりつ おかしやうがっこう
横浜市立さつきが丘小学校

(1) 登校・下校について

- ① 決められた通学路を安全に登下校します。
- ② 朝は、**8時10分～8時25分**の間に登校します。
- ③ 登校してから、下校するまで、無断で学校の外には出ません。
- ④ 下校する時は、寄り道をしないで帰ります。
- ⑤ 遅刻の時はおうちの人と一緒に学校に来ます。早退の時はおうちの人に迎えに来てもらいます。
(早退の時、一人で帰ることはできません。)

(2) 時間の使い方について

日課表の時刻を守って、時間を大切に使います。

(3) 休み時間について

① 校舎外

- ・昇降口前では遊びません。(ボールをつく、なわとびをするなど。)
- ・ドライブスペースは、立ち入りません。(入る時は許可をもらいます。)
- ・一輪車や竹馬は校庭で使います。(一輪車はコンクリート部分だけ。)
- ・休み時間には、ボールを蹴ることはできません。
- ・遊具や遊具の近く、職員室側のサッカーゴールの裏では、ボール遊びはしません。
- ・サッカーゴールのネットは寄りかかたり引っ張ったりしません。
- ・国旗掲揚塔や花だん、朝礼台などには上がりません。

☆休み時間は、たくさんの友達がい
ろいろな遊びをしています。自分と
ちがう遊びの人のことも考えて、
校庭を使いましょう。

② 校舎内

- ・教室では、友達の迷惑にならないように過ごします。
- ・外で遊べない日は、教室用のトランプが使えます。
- ・タブレットは休み時間は使いません。学習等で必要なときは、先生に相談します。

③ 校庭使用

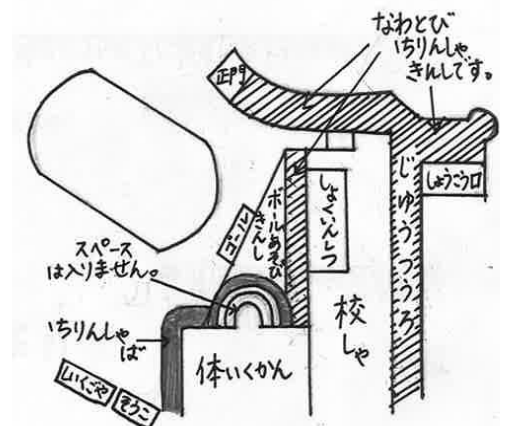
- ・校庭が使用できるかどうか判断しにくい場合は、放送での連絡を待ちます。

(4) 用具の使い方について

- ① みんなで使うものは、大切に使います。
- ② 使った後は、かたづけをしっかりとします。
- ③ 学校のをこわした時は、必ず先生に知らせます。

(5) 特別教室・準備室・印刷室について

- ① 特別教室・準備室・印刷室には、子どもたちだけでは入りません。
- ② 準備室のかぎは、子どもだけでは借りることができません。



(6) 持ち物について

- ① 学習に必要な物以外は、持ってきません。(キーホルダー等)
- ② お家の人知らないところで、物をあげたり、もらったりしません。
- ③ 置きがさは教室で保管します。かさ立てのかさは、その日のうちに持ち帰ります。
- ④ 持ち物には必ず名前を書きます。
- ⑤ 忘れ物をしたときは、友達同士で貸し借りせず先生に相談します。

(7) 安全について

- ① ろう下・階段・スロープ・ベランダ・校舎の裏・自由通路などでは、遊びません。
- ② ろう下・階段・スロープは静かに右側を歩きます。
- ③ ベランダは子どもたちだけで出ません。
- ④ ロッカーの上には上りません。
- ⑤ 給食室の外のスロープは通りません。
- ⑥ 防火シャッターなどの防火設備、非常ドア・消火器などにはさわりません。

(8) 放課後について

- ① 下校した後は、無断で校舎内には入りません。
- ② 用事がある場合は、職員室で許可をもらってから先生と一緒に入ります。
- ③ 校庭には、自転車やキックボードなどを入れません。
- ④ 校庭で物を食べたり、飲んだりしません。(水筒の中身は良い。)

学校(校庭)で遊んでよい時間帯

☆ 前期 ……午後4時30分まで

☆ 後期 ……午後4時まで

- (9) 上ばきを忘れたときは、外履きを拭いて使います。外に出たら、その都度拭きます。給食室には入れません。長靴の場合、体育は見学になります。

(10) その他

- ① 外出する時は、出かける場所、帰る時刻を家の人に伝えましょう。
- ② 学区外へ出るときは、家の人許可をもらいましょう。
- ③ 人通りの少ない場所では、一人にならないようにしましょう。
- ④ 自転車の二人乗りや道路での一輪車・ローラースケートなど、歩行者の迷惑や事故につながることはしないようにしましょう。
- ⑤ 1~3年生が、自転車に乗る時は、家の人にできるだけついてもらしましょう。
- ⑥ 神奈川県風営法施行条例により
・16歳未満は、18:00 からゲームセンター等へ立ち入り禁止
- ⑦ 神奈川県青少年保護育成条例により
・小学生以上18歳未満の未成年者は、23:00~04:00の間、
外出制限(保護者は特別な事情がない限り外出させてはならない)